

宣誓の対象となる人

- 成年であること
- 桶川市民または桶川市に転入予定であること
- 配偶者がいないこと
- 宣誓者以外とパートナーシップの関係にないこと
- 宣誓者同士が近親者でないこと

宣誓に必要な書類

- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- 独身であることが確認できる書類（戸籍個人事項証明書・独身証明書など）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

手続きの流れ

宣誓の日時の予約

宣誓を希望する1週間前までに人権・男女共同参画課に電話等で予約します。

【予約受付時間】

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

※上記「宣誓に必要な書類」を確認の上、宣誓日までにご用意ください。

宣誓当日

- 予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人で来所します。
 - 市職員の面前で「パートナーシップ宣誓書」等を記入し、提出します。
- ※書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

宣誓証明書等の交付

後日「パートナーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を窓口又は郵送で交付します。

【予約・問合せ先】

桶川市 企画財政部 人権・男女共同参画課

桶川市泉1丁目3番28号

【TEL】048-788-4907（直通）

【FAX】048-787-5409

【Eメール】jinken@city.okegawa.lg.jp

手続き方法や必要書類など制度に関する
詳細は市ホームページをご覧ください。

桶川市パートナーシップ宣誓制度

